

### 第3回 江別市障がい福祉計画等策定委員会 議事概要

日時 平成29年10月27日(金) 10:00～12:00

場所 江別市民会館2階21号

出席者：【委員】今井委員長、中川副委員長、石井委員、岩城委員、工藤委員、小西委員、白川委員、菅原委員、谷藤委員、那須野委員、松本委員、山本委員

【市】真屋部長、三上次長、白石室長、四條課長、本多課長、宮崎係長、河崎係長、永利主査、粥川主事、加藤主事

【委託業者】(株)サーベイリサーチセンター 斎藤課長(以下、SRC斎藤という。)

#### 1. 開会

#### 2. 議事

- (1) 第4期障がい者福祉計画(平成27年度～32年度)に関する進捗について
- (2) 第1期障がい児福祉計画(平成30年度～32年度)の意向調査に関する結果報告について
- (3) 第5期障がい福祉計画(平成30年度～32年度)及び第1期障がい児福祉計画の見込量について
- (4) 江別市子どもの福祉に関するアンケート結果のまとめ

**委員長：** 皆様、おはようございます。本日は晴天に恵まれました。本日も重要な議案が揃っていますので集中して、重要なポイントでは皆様から忌憚のない意見をいただきながら進めていきたいと思ひます。

早速ですが、次第の議事をご覧ください。

(1) から (4) まであって、特に (2) で障がい児福祉計画の意向調査の結果があり、それを踏まえて (4) 子どもの福祉に関するアンケート結果のまとめで、委員の皆様からの課題を抽出することが本日の大きなテーマとなっております。よろしくお願ひいたします。

それでは議事に入ります。初めに、次第2の議事(1)第4期障がい者福祉計画に関する進捗について、事務局からお願ひいたします。

#### **【事務局から資料について説明】**

**委員長：** 資料1の説明について、委員の皆様からご意見・ご質問等はございませんか。

**石井委員：** 2ページから身体、知的、精神の障がい別のデータは障がい児も含んだデータであると思ひますので、“身体障がい者・児”又は“知的障がい者・児”というように“児”も併記できないでしょうか。

また、8ページでは障がい児に絞って身体障がい児と知的障がい児の年齢別の経年データがありますが、精神障がい児が載っていないのはなぜでしょうか。

**四條課長：** まず8ページですが、ご指摘のとおり精神障がい児は今回掲載されておひません。次回以降の資料で修正させていただきます。

また、ご指摘のあった2ページの(2)身体障がい者、5ページの(3)知的障がい者、7ページの(4)精神障がい者の見出しですが、トータルの数値には障がい児も含まれておひますので、“児”の併記については検討させていただきたいと思ひます。

**石井委員：** 引続きもう1点お聞ひします。700名弱いらっしゃる今回のアンケートにおいて、回収率が高い数値となっていることは、親御さんがお子さんのことを非常に心配していることが表れているということで評価できるかと思ひます。

お聞ひしたいのは、アンケートの対象となっている方たち皆さんが、18歳を過ぎてから重度心身障害者医療費助成制度の対象になるのかどうかということですか。

**四條課長：** 今回のアンケートでは697件のアンケートを発送しておひます。発送対象者は、障がい者手帳を所持しているお子さん又は児童発達支援等の通所受給者証をお持ちのお子さんやその保護者の方が発送対象であり、発送時点ではすべての方が手帳をお持ちの方ではございません。しかしながら、障がい児として数字で表させていただいたものは、あくまでも手帳をお持ちのお子さんでございます。前回の調査では、手帳をお持ちのお子さんのみを対象に調査を実施したのですが、発達に不安のある児童発達支援のサービスを受けているというお子さんが相当数いらっしゃいますので、その方々も今回はアンケートに含めたところでございます。従って、発送対象者となったすべてのお子さんが18歳以降に障がい者手帳をお持ちのことが条件であるサービスを受けられるわけではございません。

**委員長：** 他にご意見やご質問はございませんか。(特になし)

それでは議事(2)第1期障がい児福祉計画(平成30年度～32年度)の意向調査に関する結果報告について、説明をお願ひいたします。

#### **【事務局から意向調査の結果について説明】**

**委員長：** この事前配付資料については予め委員の皆様もお目通しのことかと思ひますが、お子さんの

年齢によって医療の充実や学校での教育の在り方など、もう少し年齢が上がると将来の就労に関する希望など、年代別で特徴が出てきているということを今の説明で加えていただきました。委員の皆様からご意見・質問はございませんか。

**岩城委員：** 回収率は前回よりも上がりましたし、良かったのではないかと思います。ただ、前回も申し上げましたとおり、やはり本当に困っている人こそ回答できていないケースが多いのではないかと危惧しております。アンケートには全ての設問に回答するのが理想であると思いますが、それが逆にネックとなって本当に困っている人が記入できずにいたのではないかと思います。

例えば、お子さんが2人いて、2人とも障がいをお持ちの場合、調査票は別々なので、1人分の記入でも大変なのに2人分記入するのはもっと大変です。調査票の全てに記入するというのは難しいと思いますが、例えば、学校等で担任の先生が困っていることを聞き出すなどできないでしょうか。本当に困っている人の困りごとを1つでも減らせるようにこうした計画がつけられると思います。調査票を返送できていない方の声を聴く機会がもっと増えると良いと思います。

**委員長：** 今の点について、私からお話しをさせていただきます。冒頭で皆様に確認させていただきましたが、本日の議事の最後（4）で、私たち委員が、障がい児福祉の発展のために課題と思われることを意見として出させていただきます。岩城委員のご意見は前回の委員会でも強調されていたので、私もよく覚えております。この捉え方ですが、私はこのように考えております。声に出せない方、本当に困っている方はアンケートにも答えられない、個別の細かな事情もあるし、書く気にもなれないという方もきっといらっしゃると思います。しかしながら、このようなアンケートを通じてでしか当事者の声は我々のところには届かないという側面もあります。そういう意味では、今届いている声を基にどのような計画をつくりあげていけば、アンケートに回答できなかった方々にも届くような課題抽出をしていけるかということにつながっていくのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

**岩城委員：** わかりました。

**委員長：** 他に質問や意見はございませんか。

**石井委員：** 私から3点質問がございます。

まず、回収された398件の内訳として、身体、知的、精神の障がいを重度、中度、軽度に分けた場合のそれぞれの回収率はおわかりでしょうか。

2点目ですが、重複障がいの方はどの程度いらっしゃるのでしょうか。

3点目ですが、5ページの一番下、「高等学校気」とは何のことでしょうか。

**SRC斎藤：** まず3点目の「高等学校気」は「高等学校期」の表記の誤りでございます。申し訳ございませんでした。

質問の順を遡る形となりますが、2点目の重複障がいの方の人数については、本日の資料では提示しておりませんので、口頭で説明させていただきます。

まず、身体障害者手帳をお持ちの方が回答者の中で43名いらっしゃいました。この方々のうち、知的障がいもお持ちの方が37%、人数で言うと16名でございます。なお、身体障害者手帳をお持ちの方で「発達障がい」や「言語発達に関する不安」、「運動発達に関する不安」などについて、10%程度の方がこれらの不安も抱えていると回答しております。

また、療育手帳をお持ちの方が163名いらっしゃいますが、この方々の中で「発達障がい」や「言語発達に関する不安」も該当している方は30%程度となっております。

さらに、精神障がいに関しては対象となる方が2名いらっしゃいまして、2名とも「発達障がい」と重複する結果となっております。

最後に、1点目の障がいの程度別の回収率でございますが、2ページの上段にある手帳の種類等が、回答結果における重度等の状況でございます。この程度別の回収率の内訳ですが、回収率を算出するためには、分母となる発送した件数が必要でございます。しかし、今回この区分別の発送件数は押さえておりませんので、申し訳ありませんが、回収率としては把握しきれないところでございます。ただ、回答結果としては、療育手帳のA判定の方が25%、B判定の方が70%程度、身体障害者手帳では1・2級の方が60%以上を占める結果となっております。

**石井委員：** せっかくの策定委員会ですから、良い計画になるようご質問させていただきました。ありがとうございました。

**工藤委員：** 私から1ページ、子どもの年齢で「12～18歳」とありますが、「18歳未満」と表記しないと18歳も含んでいるように読み取れるのですがいかがでしょうか。1ページ以外にもそうした記述があるかもしれませんいかがでしょうか。

**四條課長：** ご指摘の記述については確認の上、修正させていただきます。

**委員長：** 他に意見や質問はございませんか。(特になし)

それでは、議事(3)第5期障がい福祉計画(平成30年度～32年度)及び第1期障がい児福祉計画の見込量について、事務局から説明をお願いいたします。

#### **【事務局から資料について説明】**

**委員長：** それでは、今の説明について意見や質問等はございませんか。(特になし)

引き続き、議事(4)江別市子どもの福祉に関するアンケート結果のまとめについて、事務局から説明をお願いいたします。

#### **【事務局からアンケート結果のまとめについて説明】**

**委員長：** 当日配付資料2は、先程説明がありましたアンケート結果を事務局がテーマ別に課題を抽出し、本日の検討のための基礎資料として作成されたものという理解でよろしいかと思います。主として示されている5つの柱に沿って皆様から自由にご意見をいただき、これを基に次回の委員会で事務局から素案を提案していただく流れとなります。従って、本日はアンケート結果から当市の障がいのあるお子さんと保護者にとっての課題となっている点についてご意見をいただきたいと考えております。

それでは、早期発見・早期療育についてですが、事務局から箇条書きで、課題が提示されております。これについてご意見・ご質問をお願いいたします。

(工藤委員はここで退席)

**石井委員：** 当市単独で行う障がいのある方に対する福祉サービスの充実を取り上げてはどうでしょうか。例えば、当市では一定の障がいの方に重度心身障害者医療費助成が行われているということ載せ、全ての方に周知できると良いと感じております。

**委員長：** それは、9ページの4福祉に関するサービスについてに包含できるかと思います。

では、私から1点よろしいでしょうか。早期発見の点では、資料3の4ページの気づいた時に説明してほしかったこととして、84.9%を占めた「発育・発達の課題や障がいに関する今後の見通し」はかなり重要かと思います。今後の可能性や見通しを保護者がきちんと知っておきたいというのはよくわかることですし、次に挙げられている「障害福祉サービスの仕組

みや内容に関すること」も大事かと思えます。その次の「精神的な不安や孤独感をやわらげるための支援に関すること」は、子どもの成長において保護者の精神的安定がかなり影響すると思えます。数値としては38.7%と、4割弱の方が感じていらっしゃることから、課題の1つとして取り上げる必要があるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

**岩城委員：** 健康診査の現状がよくわからないので確認の意味も含めてお聞きしたいのですが、当市では就学前の健診は3歳児健診のみなのでしょうか。

**四條課長：** 保健センターでは定期的な健康診査を行っており、まずは4か月児健診、10か月児健診、1歳6か月児健診、そして3歳児健診が実施されております。

**岩城委員：** 3歳児以降では、就学するまでの間は特に健診等がないということでしょうか。

**四條課長：** 保健センターで実施している乳幼児健康診査としては3歳児までなのですが、その際、気になるお子さんがいた場合には、引続き子ども発達支援センターに引き継ぐなどしております。

**岩城委員：** 私の経験からすると、3歳児健診で言葉の発達の遅れを感じて相談したのですが、問題なしと診断されました。その時は1人目の子どもだったし、保健センターの方がおっしゃるのであれば少し様子を見ようと思い、その後相談をしませんでした。幼稚園入園後、やはり少し他の子より遅れていると感じ、5歳のときに相談窓口に向うと児童相談所に行くよう言われ、そこで初めて発達に遅れがあることがわかりました。今思えば、3歳児健診で心配ないと言われましたが、気になることがあれば相談できる機関等があるという情報を教えていただければよかったと思っています。

また、3歳児では個人差も大きいので、小学校に入る前の5歳児ぐらいでの健診を検討できないものでしょうか。

**谷藤委員：** その件については、私からお答えします。

**委員長：** では、お願いします。

**谷藤委員：** 身体障がいや知的障がいのあるお子さんなどは早期発見につながりやすいのですが、現在は知的に課題のない障がいのあるお子さんなどもいらっしゃる、発見がかなり遅くなってしまう場合もございます。できれば、3歳児健診から就学までの早い時期にもっと健診があると良いという思いは確かにございます。現在のところは、その空白期を埋めるものとして、子ども発達支援センターの職員が保育園、幼稚園を巡回相談させていただき、先生方が心配されているお子さんや、生活が気になるお子さんに対応させていただいております。

また、先程事務局からもありました健康診査の説明についてですが、健康診査の後に心配なお子さんについては発達健康診査という健診を別に設け、定期的に経過観察させていただいており、必要な医療機関等を紹介させていただくといった支援をしております。

**四條課長：** 現在、お子さんの見守りについては、かなり制度化されているところでございます。さらに、今後の国の動きとしましては、子育て世代包括支援センターというものがございます。これは法律上、努力義務で設置を求められているものであり、当市でも検討に入っております。子育て世代包括支援センターは、お子さん一人ひとりの状況に応じてプランを立て、発達を確認していくような制度でございます。今後はそうした形での見守りの制度も整っていくという認識でおります。

**委員長：** 今後も色々な支援センターが設置されるということですね。それだけではなく、しっかりそれぞれへつなげられるようになってほしいものです。

**四條課長：** 子育て世代包括支援センターは、まさにそのつなげることを目的としたものでございます。

現在、3歳児までの健診を保健センターで実施しておりますが、その後就学前までは一時途切れてしまうような状況もあり得るかと思えます。その空白期をつなぎ、お子さんの状況を常に把握していくというのが制度の趣旨となっております。

**委員長：** 調査結果の中で、早期に説明してほしいこととして、「今後の見通し」、「サービスの仕組みや内容に関すること」が挙げられているのは、説明が十分になされていないと捉えられる部分もあるということなのでしょうか。

**谷藤委員：** 実際に相談の中で、お子さんの発達の見通しを正確に伝えるのはかなり難しいことと思っており、曖昧な回答になってしまうこともあると思われます。ただ、専門的な情報が求められているのは課題として挙げられているとおりですので、可能な限り客観的に今のお子さんの状態を把握する必要があると思えます。現在、専門家等を通じて相談させていただき中で、標準化された検査等を通じてお子さんの状態を把握し、半年ないしは1年ごとに経過を見るという形で将来の見通しを立てられるような形は整っております。なかなか正確に将来のことをどうするという事までを伝えることは難しいところではありますが、できる限り現状から考え得る対応は保健センター等とも連携を取って行っております。

**委員長：** 調査結果で次に挙げられている「精神的な不安や孤独感をやわらげるための支援に関すること」は、先程私から重要な課題ではないかと提案させていただきましたが、委員の皆様から意見はございますか。

**岩城委員：** 当事者の立場としては、当時はあまりデイサービス等がありませんでした。個別支援の学校も地域の学校ではなかったので、保護者が送迎されているお子さんが多かったと思います。今は送迎の支援も充実しており、各学校にも特別支援学級ができた反面、親同士の交流が減っているのではないかと思います。以前は、朝と帰りの送迎で色々な親御さんと出会う機会があり、先の見通しを始め様々な情報を聞くことができたのですが、今は当事者同士のつながりが希薄化していると感じております。送迎付きのデイサービスの利用者が増えて、保護者も仕事ができる状態になったなど良い点が増えた反面、保護者が孤独に陥りやすくなっているのではないかと思います。

**委員長：** 岩城委員から意見があったように、1つの課題として挙げておいていただけますか。お願いします。

次の保育・教育について、事務局から課題が2点挙げられています。意見があればお願いします。

**白川委員：** 小学校に関わる立場から申しますと、就学前のお子さんの情報が学校に届かない部分がございます。実はこれは重要な課題と捉えております。例えば、障がい者手帳の交付を受けているお子さんであれば、入学する前に学校に連絡があり、担当者がお子さんの状況を見に行ったりすることもできるのですが、記録となるとそれまでの相談歴等は個人情報になるので引き継ぐことが非常に難しいのではないかと思います。その引継ぎの問題が福祉関係と教育行政との狭間と感じている部分があるのですが、他市では産後から障がいの発見に至った場合、記録をファイルし続けて小学校から中学校へ引き継ぎ、保護者の要望と了解があれば高等支援学校や高等学校へ記録のやり取りをしている事例もございます。引継ぎがしっかりできると、かなり今後の支援も違ってくるように思います。例えば、一時的に支援が不要となっているお子さんが、中学校に入学した際に突然支援を要する状況になった場合でも、小学校に記録があるのでやり取りを行い対応ができます。こうした情報のやり取りが当市でもできると良いと思ってお

ります。

**委員長：** 白川委員は事務局から課題の2番目に挙げられている部分を、第一線にて痛感していらっしゃるということですね。

**菅原委員：** 私は保育園に関わる立場ですが、保育園・幼稚園での通園情報は、小学校に入学する際に保育要録等としてその子の育ちの経過についてきめ細かに記載し、成育歴を含めて学校側に送っております。

また、必要があれば個人について学校側と面談等を行っておりますので、私はこの数字を見て驚いております。自分で考えているより、情報が行き届いていなかったという感想を持ちました。今、白川委員のお話を聞いて、もっとやり方に工夫が必要なのではないかと考えております。

**四條課長：** 今の保育園側からのお話は、公設保育園の話として受け止めていただきたいと思います。公設保育園に関して言えば、保育要録等の詳細情報を小学校に引き継いでおりますが、同様に幼稚園やその他の保育園がお子さんの成育歴を引き継いでいるかどうかまでは、私どもでも確認できているわけではございません。しかしながら、今のお話を伺い、これは重要な観点になるかと認識したところでございます。

**委員長：** 特に、小・中学校に関しては白川委員がおっしゃられたように、福祉と教育の狭間といった部分でどうもうまくいっていないということは、当市に限らず様々なところで話を聞くことがあります。当市としても何らかの手立てができると思うと良いと思います。この2点で他に意見がなければ、次に移ります。

2ページ、相談と情報提供、支援についてですが、キーワードが「専門的なアドバイス」、「サービスまでつながる一貫性」、「気軽に」といった内容が多く記述されておりました。連携、切れ目のない支援、つながる一貫性など、当事者の方もそれを強く希望されているということが、言葉として出てきております。現在の情報提供の方法は、当市ではパンフレットやウェブ上での説明等が中心なのでしょうか。

**四條課長：** サービスに関しては、窓口相談にお越しいただいた際に手続き方法についてや「えべっつなび」という障がいのある方向けの福祉事業所ガイドブックがあり、その中での紹介が中心でございます。情報源はインターネットが多く、前回と比較しても飛躍的に多くなっているのは、スマートフォン等により少なくとも一家に一台以上はネットに接続できる環境が整ったということが大きく影響しているものと認識しております。

しかしながら、インターネットに掲載されている情報自体が正しいものであるか、やや偏ったものであるか等、情報を見極め、取捨選択をすることが重要でございます。従って、インターネット上では、信頼できる情報からの発信が求められているのではないかと考えております。

**委員長：** おっしゃるとおりです。インターネットは確かに情報過多気味ですが、その情報源は割と不確かなところも多いと思います。私から情報として大事なことを2点申し上げると、利用する側から情報というものを考えた場合、現在困っていることに対して見合った情報がほしいというのが最も必要であると思います。例えば、障害福祉サービスの情報がほしいときも、制度の内容が大々的に書かれたものが必要なわけではございません。困っていることに対して最も必要な情報だけを求めているのだと思います。

もう1点は、自分の人生を数年先まで見通した時や、人生を計画する時に知っておいた方が良い情報があれば、それを踏まえて自分の人生を計画したり、子どもの将来を計画したりする

ということです。それを前提としてお話しすると、この2点を踏まえた相談相手、専門的なアドバイスをしてくれる人が求められているのではないかと考えているのですが、委員の皆様はいかがでしょうか。(同意)

事務局としては、現時点で専門的なアドバイスを求めている方に対して、十分な対応ができていくという認識をお持ちでしょうか、それとも何らかの課題をお持ちでしょうか。

**四條課長：** 傾向といたしましては、資料にもありますとおり、相談先としてお子さんが日常的に通われている「保育所・幼稚園・認定こども園・学校の教職員」が多くなっております。反面、求められていることといたしましては、「適切なアドバイスができる専門的な人材がいること」、「相談からサービス提供まで一貫した支援体制を充実すること」などがございます。保育・幼稚園、福祉分野、教育の機関は、必ずしも障がい分野に限って特化したものではございません。そうした状況の中でミスマッチが起きているということが、この傾向から見て取れると思われれます。当然ながら、相談を受ける機関としての窓口は用意されておりますが、ある意味ではそうした窓口には気軽には訪問しにくい部分もあるのではないかと思いますので、その点を記載させていただきます。

**委員長：** 今の事務局の説明でよろしいでしょうか。(一同了)

それでは続いて、福祉サービスについて委員の皆様のご意見を伺います。ライフステージにおける対応について2点、母親の就労支援について1点の計3点の課題がございます。いかがでしょうか。(特になし)

では、私から事務局にお尋ねします。“障がいの特性”という表現が散見されますが、どういう意味で受け止めたらよろしいでしょうか、補足説明をお願いいたします。

**本多課長：** 一般的な説明になりますが、障がいの原因や特徴によって身体障がい、知的障がい、精神障がいといった分類がなされていますが、その中で障がい種別によってそれぞれに応じた適切な支援がある、そういう意味で表現しております。

**四條課長：** 私からも回答します。例えばお子さんで言えば、何より真っ先に親御さんが心配されることとして、言語の発達の問題がございます。言語発達の問題を1つの“特性”として、そこに求められる支援やサービスがございます。その後に見えてくるものとして、対人関係の問題や学習障がい(LD)の課題などがあるかと思います。これはライフステージにも関連してきますが、個々のお子さん、保護者の方がどのようなことを求められているのか、それを正確に把握して必要な支援やサービスを提供していくというイメージでございます。

**委員長：** 問3の所持している手帳や発達の不安の結果にもあるように、「対人関係や社会性に関する不安」、「言語発達に関する不安」、「多動や衝動性等行動に関する不安」と上位を占めた多くは、知的障がいや身体障がいはないが行動上の心配などがあり、これらから代表される発達障がいには様々な特徴があるかと思います。

そこで、私がお尋ねしたかったのは、当市では広い意味で発達障がいに分類されるお子さんたちへの対応がどうなっているのかということです。発達障がいという概念が登場してから、様々な取組みがされていますが、足並みは必ずしも揃っておらず、病院に行っても発達障がいと診断しない医師もいると聞きます。診断はつかないけれども、行動の問題は現実上存在するのです。知的な側面は数値として表れていないが、集団生活がうまく送れないといった子どもたちの数も増えていると思われれますので、“障がい特性”という言葉をもう少し具体的に、例えば、“従来の福祉サービスの対象となっている障がいに加えて、発達障がいを含む特性に応

じた”という表現にされた方が、より正確に伝わるのではないかと思います。

**白川委員：** 実際に子どもたちと接していると、同じお子さんというのはいないので、かなり柔軟な対応が必要であると感じております。学校であれば人数は限られるので、対応する側が共通理解を持って個別に対応を考えていくことはできるのですが、市全体となると簡単に“特性”とは何かということは言えないのではないかと思います。ただ、そこを大事にしていけないといくつかの選択肢しかなくなり、そこに必ず当てはめてしまっただけではその子は幸せになれないと思います。私は小学校に入学してきた支援を必要とする子どもたちに対して、今、どういう力をつけてやらなければいけないかということを考えます。小学校ではどんなことをしなければいけないか、中学校ではどんなことをしなければいけないか、私たちは育てる側なのでそれを考えるのですが、保護者にはそのイメージを持ってない方もいらっしゃると思います。そうすると先程の話に戻りますが、気軽に相談できる機関、相談したことが引き継がれるということ深く考えていく必要があると思います。“障がいの特性”については、色々なお子さんがいるということを考えていかなければならないため、一言では答えられないように思います。

**谷藤委員：** 私も“障がいの特性”となると一人ひとり発達のニーズが違ってくるため、さまざまな支援が必要なのではと思います。今回のアンケートでは、障がい者手帳をお持ちではないが、通所受給者証をお持ちの方たちも対象となっておりますので、その方たちまで含めた福祉サービスのあり方を考えるのであれば、そこも含んだ表現が必要かと思えます。

**委員長：** 多少細かい話にもなりましたが、是非その辺りのお話などは、次の素案の時にまた検討させていただけると良いと思います。

それでは最後、3ページ、江別における子どもの生活についてです。情報伝達の問題の他、市内には医療機関が少ないのではないかとことや、福祉サービスが十分ではないという声もあります。「暮らしにくい」とお答えいただいた方は25人に1人で、数としてはそう多くありませんが、当然配慮しなければなりません。皆様も実際に活動されている中で、共感される点や補足する点があれば発言をお願いしたいと思います。(特になし)

では、私から1点お尋ねします。本日の当日配付資料ですが、後日気づいた点などがあれば、いつまでに事務局に連絡すれば良いでしょうか。

**四條課長：** この後素案を作成いたしますので、期間が短くて申し訳ありませんが、11月2日(木)までに事務局へメール、ファックス等文書でお寄せいただきたいと思います。

**委員長：** 全体をとおしてお気づきの点があれば、11月2日までに事務局にお寄せいただきたいと思います。

**四條課長：** 形式は任意の様式でかまいません。皆様の意見を参考にさせていただき、次回の委員会において素案として提示したいと思います。是非よろしく願いいたします。

**委員長：** では、この先のスケジュールですが、今回は素案が提示され、その素案に私たちの意見が反映されているか確認を行います。その後、パブリックコメントにかけるための案として問題ないかという委員会が必要になってくるかと思えます。児童福祉法の改正により、障がい児福祉計画を策定することになったということに基づき、本日の委員会は検討しています。最終的には障がい福祉計画と共通するところ、関連させることができるような形で完成を目指せると良いと考えていますので、皆様もご承知おきいただきたいと思います。

本日は様々な意見をいただきました。今後の計画策定に是非活かしていただきたいと思います。予定終了時刻を過ぎてしまいました。委員の皆様から最後に何か発言しておきたいこと

はございますか。(特になし)

それでは事務局から、その他で報告等あればお願いいたします。

**宮崎係長：** 委員長からお話しがありましたとおり、本日いただいたご意見と、11月2日(木)までにいただくご意見を含めて、次回までに素案として整理し委員会で提示させていただきたいと思っております。

最後に次回の策定委員会の日程等ですが、11月20日(月)午前10時からを予定しております。会場については、この後調整をして改めてご案内させていただきます。

**委員長：** 以上で本日協議する議事はすべて終了いたしました。皆様、ありがとうございました。